

5 軽自動車税(種別割)

担当課
市民税課
024-924-2081

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車等(これらを軽自動車等といいます。)の所有者が納める税です。

令和元年10月1日から軽自動車税は軽自動車税(種別割)に名称が変わりました。また、軽自動車を取得する時にかかる自動車取得税が廃止され、軽自動車税(環境性能割)が導入されました。

軽自動車税(種別割)を納める人(納税義務者)

毎年4月1日(賦課期日)現在軽自動車等を所有している人

税率

◎原動機付自転車等の税額

区 分		税額(年額)	
原動機付自転車	第一種 一般原付	50ccまたは0.6kW以下	2,000円
	第一種 特定原付	0.6kW以下	2,000円
	第二種 乙	50ccまたは0.6kWを超え90ccまたは0.8kW以下	2,000円
	第二種 甲	90ccまたは0.8kWを超え125ccまたは1.0kW以下	2,400円
	ミニカー(50ccまたは0.6kW以下)		3,700円
二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下)及び二輪以下のトレーラー		3,600円	
二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	
	その他(農耕作業用以外)	5,900円	
雪上車		3,600円	



◎三輪以上の軽自動車の税額

区 分			税 額(年額)		
			平成27年3月31日 までに初度検査を 受けた軽自動車	平成27年4月1日 以降に初度検査を 受けた軽自動車	経年車重課 (初度検査年月から13年 を経過した軽自動車)
四輪以上の 軽自動車 (660cc以下)	自家用	乗 用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	乗 用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪の軽自動車(660cc以下)			3,100円	3,900円	4,600円

<経年車重課税率の例>

番号 ○○○○		自動車検査証		令和6年11月15日 軽自動車検査協会		
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用の別	
		平成24年11月		乗用	自家用	
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車両総重量	

上の例は、軽自動車四輪以上の乗用で自家用の場合です。令和8年度から重課税率となり、税額は12,900円になります。(令和7年度までは年額7,200円です。)

○経年車重課税率の適用開始年度の例

平成24年3月以前に初度検査を受けた車両 ⇒ 令和7年度から

平成25年3月以前に初度検査を受けた車両 ⇒ 令和8年度から

※平成15年10月14日以前に初度検査を受けた車両は自動車検査証に「年」の表記しかないため、その年の12月に検査を受けたとみなします。

※初度検査年月から13年を経過した軽自動車であっても電気・天然ガス・メタノールの各軽自動車、ガソリンハイブリッド車、被けん引車については、経年車重課税率は適用されません。

◎グリーン化特例（軽課）の適用について

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に初度検査を受けた以下の車両について、令和7年度分の軽自動車税（種別割）に限り、次のとおりの減額となります。

区 分			税 額（年額）		
			平成27年4月1日以降に初度検査を受けた軽自動車 グリーン化特例（軽課）※取得の翌年度分に限る。		
			概ね75% 軽減（※1）	概ね50% 軽減（※2）	概ね25% 軽減（※2）
四輪以上の 軽自動車 (660cc以下)	乗 用	自家用	2,700円	-	-
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用		1,300円	-	-
三輪の軽自動車(660cc以下)			1,000円	2,000円	3,000円

（種別割）
軽自動車税

- ※1 電気自動車または天然ガス自動車（平成21年度排出ガス規制 NOX10%以上低減または平成30年度排出ガス規制適合）
- ※2 営業用乗用車のうち、ガソリン車（ハイブリッド車を含む）について、令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両については概ね50%軽減、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両については概ね25%軽減。

<グリーン化特例（軽課）の例>

番号 ○○○○○		自動車検査証		令和6年11月15日 軽自動車検査協会	
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用の別
		令和6年11月		乗用	自家用
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車両総重量
有効期間の満了する日		備考 天然ガス自動車(平成30年度排出ガス規制適合)			
○年○月○日					

上の例は、軽自動車四輪以上の乗用で自家用の場合です。令和7年度のみ(※1)の概ね75%軽減に該当し、税額は2,700円になります。(令和8年度以後は年額10,800円です。)

■三輪及び四輪以上の軽自動車の税率区分早見表

初度検査年月	課税年度																				
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21						
平成24年3月以前																					
平成24年4月～平成25年3月																					
平成25年4月～平成26年3月																					
平成26年4月～平成27年3月																					
平成27年4月～平成28年3月																					
平成28年4月～平成29年3月																					
平成29年4月～平成30年3月																					
平成30年4月～平成31年3月																					
平成31年4月～令和2年3月																					
令和2年4月～令和3年3月																					
令和3年4月～令和4年3月																					
令和4年4月～令和5年3月																					
令和5年4月～令和6年3月																					
令和6年4月～令和7年3月																					
令和7年4月～令和8年3月																					

※初度検査年月は車検証に記載されています。

旧税率で課税
 新税率で課税
 重課税率で課税



(種別割)
軽自動車税

納 税

市からの納税通知書によって5月末日までに納めていただきます。軽自動車税(種別割)には月割課税(還付)制度がありません。したがって、4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをされた場合でも、その年度分の軽自動車税(種別割)を納めていただきます。

軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)

軽自動車の継続検査(車検)に係る納税証明書については、市民税課軽自動車税窓口、各行政センター・連絡所及び郡山市民サービスセンター(郡山駅前ビッグアイ6階)で取り扱っています。申請書に運転免許証(原本)及び車検証(コピー可)を添え、申請ください。

※平日午前8時30分から午後5時15分まで受付可能です。郡山市民サービスセンターでは月曜日を除く平日午前10時から午後5時15分まで受付可能です。

軽自動車の継続検査(車検)実施可否判断システム

令和5年1月から軽自動車税納付確認システム(軽 JNKS)の運用が開始され、紙の納税証明書の提示が省略可能となったことから、車検を受ける軽自動車が車検実施後に新しい車検証の交付を受けられるか(車検の実施の可否)を確認できるシステムの運用を開始しました。

利用の際には、事前登録が必要となりますので、以下のQRコードで新規登録の上、利用方法等を確認の上、ご利用ください。



申告

原動機付自転車と小型特殊自動車

車種	申告場所	申告事由	申告に必要なもの				
			交付証明	ナンバープレート	販売証明	自賠責保険証書	廃車確認書
「郡山市」ナンバーの原動機付自転車(125cc以下のバイク)小型特殊自動車など	市民税課行政センター(富田は除く)	登録	—	—	○	○	○ 譲受の場合
		登録抹消(譲渡・転出・廃車等)	○ 紛失の場合不要	○	—		
		他市町村からの転入	○	○	—	—	○ 他市町村において抹消済の場合

*ミニカー(50cc以下)の登録は市民税課のみで受け付けています。現物の分かる写真・パンフレット等を併せて持参してください。

*特定小型原付(0.60kw以下)の登録は市民税課のみで受け付けています。特定小型原付の要件を満たしていることが分かる書類(パンフレット等)も併せて持参してください。

その他の車種

車種	手続き場所	手続きに必要なもの
軽自動車(三輪、四輪乗用、四輪貨物)	軽自動車検査協会 コールセンター 電話050(3816)1837	「手続き場所」に電話等で確認してください。
二輪の小型自動車(250ccを超えるバイクなど)	福島運輸支局 電話050(5540)2015	
二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下のバイクなど)		

県外で登録抹消やナンバー変更などを行う場合

県外の軽自動車検査協会または運輸支局で、登録事項の変更(住所・氏名・使用場所・車両番号)を行う場合には、軽自動車税(種別割)の申告も併せて必要となりますので、軽自動車税(種別割)申告書・新車検証の写し(いずれか一方でも可)を市民税課まで郵送またはFAXしてください。

減免制度

1. 身体等に障がいのある方が所有する軽自動車等においては、必要と認めるもの1台に限り、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

- (1) 当該年度の4月1日までに手帳を取得している方に限ります。
- (2) 知的・精神障がい者及び18歳未満の身体障がい者の場合は、生計を一にする同居家族が所有する軽自動車等も対象になります。(ひとりにつき1台に限る。)
- (3) 自動車税(種別割)(普通自動車)で減免を受けている方は、該当になりません。
- (4) 軽自動車を取得する時にかかる軽自動車税(環境性能割)と、毎年納めなければならない軽自動車税(種別割)は申請場所が異なりますので、それぞれに申請する必要があります。
- (5) 車両を乗り換えた場合は、翌年度に新規減免申請する必要があります。

2. 公益のため直接専用するものと認める以下の軽自動車等においては、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。(公益減免)

- (1) 社会福祉法人が所有し、専らその法人の業務の用に供する軽自動車
- (2) 公益社団法人または公益財団法人が所有し、専らその業務の用(収益事業を行うものを除く。)に供する軽自動車
- (3) 特定非営利活動法人が所有し、専ら障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第79条第1項各号に規定する事業の用に供する軽自動車
- (4) 農業協同組合連合会、国民健康保険団体連合会または、日本赤十字社が所有し、専ら巡回診療等の用に供する軽自動車
- (5) 一般社団法人福島県交通安全協会、郡山地区交通安全協会または、郡山北地区交通安全協会が所有し、専ら交通安全の指導の用に供する軽自動車
- (6) 郡山地区防犯協会連合会または、郡山北地区防犯協会連合会が所有し、専ら防犯の指導の用に供する軽自動車
- (7) 学校教育法第1条に規定する幼稚園を設置する者が所有し、専ら幼児の通園の用に供する軽自動車

3. その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである以下の軽自動車等においては、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。(構造減免)

- ・自動車検査証により当該身体障害者等の利用に供する用途であることが明確であり、かつ、次のいずれかに該当する構造を有する軽自動車
- (1) 車椅子の昇降装置または固定装置を装備しているもの
- (2) 浴槽を装備しているもの

[注意] 減免を希望する場合は、納期限の7日前までに申請していただく必要があります。

令和7年度軽自動車税(種別割)の減免について

1. 申請期間:令和7年5月12日(月曜日)から令和7年5月26日(月曜日)まで

※上記期間を過ぎてしまった場合は、受付できませんのでご注意ください。

2. 持参して頂くもの:

- (1) 障がい者本人の障害者手帳
- (2) (主に運転される方の)運転免許証
- (3) (該当車両の)車検証
- (4) (納税義務者の)マイナンバー確認書類(マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーの記載がある住民票の写しまたは住民票記載事項証明書など)

※誤って納付することを避けるため、納付書をお持ちの場合は、回収しますのでご持参ください。

(持参いただかなくても、受付は可能です。)

※障害者手帳、運転免許証及び車検証は、書類添付の必要があるため、コピーを取らせていただきますのでご了承ください。

※公益減免、構造減免は持参物が異なりますので、詳しくは市民税課軽自動車税窓口までお問合せください。

3. 申請窓口:市民税課(西庁舎2階)、各行政センター(富田を除く)

市税に関するQ&A

廃車したのに納税通知書が送られてきたのは？

Q 私は、軽自動車を廃車したのに、市から令和7年度分の納税通知書が送られてきました。何かの間違いではありませんか？

A 軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び二輪の小型自動車・雪上車・ミニカーを所有している人に、年税として課税されます。(月割課税(還付)制度はありません。)

そのため、令和7年4月1日までに廃車の手続きがあったものについては、令和7年度の軽自動車税(種別割)は課税されませんが、令和7年4月2日以降に廃車されたものについては、令和7年度の軽自動車税(種別割)を納めていただくことになります。

なお、令和7年4月2日以降に登録手続きされた車両については、令和7年度の軽自動車税(種別割)は、課税されません。

バイクが盗難に遭った場合は？

Q 50ccのバイクが盗難に遭い、バイク本体もナンバープレートもありません。どうすればよいのでしょうか？

A すぐに警察に盗難届を提出し、市民税課で廃車の手続きを行ってください。廃車手続きの際には、盗難届を出された際の、警察署名、届出年月日、盗難届受理番号などが必要となります。

なお、市役所で廃車手続きができるバイクは、「郡山市」ナンバーの総排気量125ccまでのもののみです。その他の車種につきましては51ページの「手続き場所」へお問合せください。

車検が切れた軽自動車の税金は？

Q 車検が切れて使用していない軽自動車を持っていますが、税金を払う必要はありますか？

A 軽自動車税(種別割)は、車検証が有効期間内か否かにかかわらず、毎年4月1日現在の所有者等に課税されます。

使用不能で置きっぱなしになっているような場合や、所有者の都合でしばらく使っていないという場合でも、廃車手続きをしないと軽自動車税(種別割)は課税され続けます。

今後、使用する見込がない場合は速やかに廃車の手続きを行ってください。(手続き先については51ページを参照)

市税に関するQ&A

軽自動車税(種別割)の減免を継続して受けるためには？

Q 以前から軽自動車税(種別割)の減免を受けていましたが、今年度中に軽自動車を乗り換えました。翌年度以降も引き続き減免を受けるには何か手続きが必要ですか？

A 必要です。
現在、減免を受けている車から別の車に乗り換えた場合は、新しい車で改めて新規申請する必要があります。

また、18歳未満の身体障がい者(精神・知的障がい者の方は除く)の方の為に使用する車の減免を受けている方について、当該障がい者の方が4月1日現在で18歳以上になると障がい者本人名義ではない車両は減免の対象ではなくなりますので、その際は必ず市民税課までご連絡ください。

新規の申請期間については、毎年、納税通知書を発送してから納期限の7日前までとなります。必ず期間内に申請してください。

軽自動車税
(種別割)

軽自動車(福島・郡山ナンバー)の所有者が引っ越したら？

Q 県外に引っ越しましたが、所有している軽自動車(福島・郡山ナンバー)の車検証やナンバープレートの変更手続きは必要ですか？

A 必要です。
所有者が引っ越して住所が変わった場合は、15日以内に車検証の住所変更手続きをするよう法律で定められており、当該地域を管轄するナンバープレートへ変更しなければなりません。

また、県外の軽自動車検査協会や運輸支局で手続き(住所・名義変更、廃車等)を行った場合には、翌年度以降の郡山市での課税を停止する必要がありますので、軽自動車税(種別割)申告書・新車検証の写し(いずれか一方でも可)を市民税課まで郵送またはFAXしてください。

市外から郡山市に引っ越してきたときは？

Q 郡山市に引っ越してきましたが、原付バイクの手続きはどのようにしたらいいでしょうか？

A 軽自動車税(種別割)は定置場(主に駐車する場所)所在地の市町村で課税することになっていますので、郡山市のナンバーに変更していただく必要があります。

転入前の市町村で既に廃車が済んでいる場合にはその廃車証明書を、まだ廃車手続きが済んでいない場合には現在ついているナンバープレート、標識交付証明書(必須)を持って、市民税課または行政センター(富田を除く)へお越しください。